令和8年度第S－1号　滋賀県立美術館増築その他設計業務委託にかかる質問と回答（その1）

令和8年10月28日

番号	質　問	回　答
1	参加資格の実績について、「複合施設の一部に美術館または博物館の用途が含まれている場合も、実績として認める」という記載に関して確認です。 今回、県立美術館の巡回展などの公的な展覧会場として使用されている施設を実績として用いる予定なのですが、その建物の確認申請上の用途は、「その他（芸術文化交流施設）」となります。検査済証などと合わせて、美術館用途として使用されていることがわかる実績資料を添付することにより資格要件を満たすと考えて問題無いでしょうか。	当該施設について、美術館用途として使用されていることがわかる実績資料を添付することにより、参加資格要件で求める実績として取り扱うことができるものとします。
2	「公募型プロポーザルの説明書」のp6(7)「配置予定技術者の要件(建築設計)」の、「ア.予定技術者の配置」に記載のある、「各技術者は、本プロポーザル内において兼務することができないこととする」という文言について、P16の通り、「一つのチーム内においての兼務は不可能（構造担当主任技術者と設備担当主任技術者は、兼ねることができない等）」だが、他の参加者の協力事務所にはなることはできるという認識で良いか。 また、「公募型プロポーザルの説明書」のp6(8)「配置予定技術者の要件(公園設計)」の、「ア.予定技術者の配置」に記載のある、「管理技術者および照査技術者は、本プロポーザル内において兼務することができないこととする」という文言についても、同様か。	他の参加者の協力事務所になることは可能です。 また、公園設計にかかる条件についても、上記と同様で、他の参加者の協力事務所になることは可能です。

―以下余白―